

千葉県子ども・子育て会議(R7.1.9)からの御意見と対応案

番号	意見概要	対応案
1	こども基本法には、領域を横断する包括的で年齢区分を超えていくプランをつくるというコンセプトがあるが、県の原案には「保育・教育」といった分野で分けた表現が随所にある。この計画が横断的に包括的であること、また、年齢区分によらず包括的であることを網羅した計画になるよう見直しをしていただきたい。	本プランでは、ライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下、こども・若者を切れ目なく支えていくことを基本的方針の1つとして定めていますが、より横断的であることも示すため、切れ目なく包括的に支えていくことを記載しました。 また、分野横断的に施策に取組めるよう、庁内の体制を整備します。
2	(原案P.148)「Ⅱ-2-①子どもたちの自信を育む教育の土台づくり」において、「学校における働き方改革推進プランの具体的取組の推進について指導・支援します」とあるが、教員の現状を把握せずに指導・支援するという表現に違和感を感じている。教員の働いている厳しい現状をしっかりと把握し、教員の声を汲み取って計画案を作ってもらいたい。	本プランは教育に携わる様々な立場の方の意見を汲み取って改定したものであり、その推進には学校現場の状況を確認しつつ、教員一人一人の「業務改善」と「意識改革」を進めることが重要です。御意見を踏まえ、「具体的取組を推進します」としました。(案P.148)
3	(原案P.44)「Ⅰ-1-①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」において、「こども・若者の意見表明の環境づくりに向けて対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で取り組んでいく必要があります」とあるが、文部科学省の学習指導要領については小学校1年生以上の子どもたちの意見を聴くとしており、すでに取組が始まっている。県においても「検討」の段階ではないのではないか。	こどもの意見表明については、令和4・5年度にモデル校において研究を行ったところであり、その取り組みについて公立学校に周知し、環境づくりに向けて取り組んでまいります。御意見を踏まえて、「検討する」から「取り組む」に表現を修正しました。(案P.44)
4	(原案P.64)「Ⅰ-2-④「こどもまんなかまちづくり」の推進」において、今一番必要なのは、こどもたちが遊ぶ環境であり、自然公園だけではなく都市公園についても記載する必要があるのではないか。	御意見を踏まえ、こどもの遊び場の整備推進について「Ⅰ-2-④「こどもまんなかまちづくり」の推進」に、「都市公園の整備推進」を記載しました。(案P.64、65)

番号	意見概要	対応案
5	「第6章 施策推進の目標」について、目標は141項目あるが、計画が実行されて現実が変わることが重要である。目標達成には市町村との連携が必要なものもあり、実現可能性を考慮したうえで目標項目を定めてもらいたい。	本プランは、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」の後継計画であるだけでなく、「千葉県青少年総合計画」、「千葉県子どもの貧困対策推進計画」及び「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」の4計画を一体的に策定したものでり、それらの目標も踏まえ項目を設定しています。 また、本プランの策定に当たり、各目標がプランの着実な推進につながるよう項目の見直しも実施していますが、今後、進行管理をしていく中で、点検・評価の上適宜、見直しも実施してまいります。
6	児童相談所の一時保護所に入所しているこどもについて、教育を受ける権利が失われないための学習支援を含め、措置が決まるまでの処遇や、親に対する支援等についても明記してもらいたい。	一時保護所に入所しているこどもについて、こどもの権利擁護の観点から、来年度から学習支援を民間事業者に委託することで学習支援体制を強化するなど、環境整備に関して検討・対応してまいります。御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	児童相談所と市町村の窓口が連携する部分も出てくるのではないかと。全県でどのようなネットワークを作るかを、この計画で呼びかけることが大切である。お互いに協力してつながる方法を考えるべきではないか。	児童相談所では、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に参加し情報共有を図っているところですが、更なる協働方法に関して検討することを今後の課題とし、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	(原案P.230)「第6章 施策推進の目標」のNo.106「放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数(待機児童数)」について、現在の子ども・子育て支援プランでは解消を目指すという目標になっているが、原案では令和5年度1,227人を減少させるという目標にしているのはなぜか。 また、No.105「放課後児童クラブ支援単位数」を増加させる目標としているが、一つの支援単位で70人、80人ものこどもが登録されているなど質の問題があり、人数を減らす目標を掲げるほうがよいのではないかと。	放課後児童クラブの待機児童数は、平成30年をピークに減少傾向にありますが、登録児童数は増加傾向が続いています。登録児童数は、マンション建設等に伴い子育て世帯が急激に増加するなど、地域によって大きく変動する場合があるため数的な目標を設定することが困難であることから、実施主体である市町村と連携し、受け皿整備を進め、「減少させる」としました。 また、一つの支援単位の児童数が71人以上の大規模放課後児童クラブがあることにつきましては、県においても課題であると認識しており、該当市町村の状況把握に努め、早期に適正規模に移行していけるよう、引き続き連携を図ってまいります。

番号	意見概要	対応案
9	(原案P.118)「Ⅰ-7-① 総合的な自殺対策の推進」について、自殺には小学生よりも前の乳幼児期の育ちの影響も大きいため、幼児教育、保育現場、子育て家庭において、こどもが自分の命を大切にできるような視点を盛り込んでもらいたい。	御意見を踏まえ、「こどもに対する周囲のおとなの関わり方」について、年齢を限定せずに記載しました。
10	(原案P.120)「Ⅰ-7-②ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備」について、0歳児のお座りができる時点でのインターネット利用率が50%を超えるというデータ(東京大学)もあり、小学生より前の段階から切れ目なく対応してもらいたい。	県では、インターネット利用の低年齢化が進んでいる中、こどもや保護者等に向け、インターネットの適正利用啓発講演などを実施しています。 御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。